

クアルコム・インコーポレイテッドに対する排除措置命令について

平成21年9月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、クアルコム・インコーポレイテッド（以下「クアルコム」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成21年9月28日、同法第20条第1項の規定に基づき、排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

1 違反行為者

名 称	クアルコム・インコーポレイテッド
本店所在地	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンディエゴ市 モアハウス・ドライブ5775番地
代 表 者	ポール・イー・ジェイコブス
事業の概要	携帯無線通信に関する技術に係る研究開発，携帯無線通信に係る知的財産権についての実施権等の許諾並びに携帯電話端末及び携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路の製造，販売等

2 違反行為の概要

クアルコムは、国内端末等製造販売業者^(注1)に対し、CDMA携帯無線通信^(注2)に係る知的財産権の実施権等を一括して許諾するに当たり、あらかじめ適切な条件の下に非排他的かつ無差別に実施権等を許諾する旨を明らかにしているにもかかわらず、次の(1)から(3)までの全部又は一部を内容とする規定を含む契約（以下「本件ライセンス契約」という。）の締結を余儀なくさせている。

- (1) CDMA携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路等の製造，販売等のために、国内端末等製造販売業者等^(注3)の知的財産権について、クアルコムに対して、その実施権等を無償で許諾する。
- (2) CDMA携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路等の製造，販売，使用等について、当該知的財産権に基づいて、クアルコム等^(注4)又はクアルコムの顧客^(注5)に対し、権利主張を行わないことを約する。
- (3) CDMA携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局並びにこれらに用いられる半導体集積回路等の製造，販売等について、当該知的財産権に基づいて、クアルコムのライセンシー^(注6)に対し、権利主張を行わないことを約する。

本件ライセンス契約が締結されたことから、国内端末等製造販売業者等は、知的財産権に基づいて差止訴訟の提起、ライセンス料の請求等の権利主張を行うことを

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局第四審査 知的財産タスクフォース 電話 03-3581-3345（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp
--------	--

制限されている。このことから、国内端末等製造販売業者等のCDMA携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局並びにこれらに用いられる半導体集積回路等に関する技術の研究開発意欲が損なわれ、また、クアルコムに当該技術に係る市場における有力な地位が強化されることとなり、当該技術に係る市場における公正な競争が阻害されるおそれがある。

(注1) 我が国の携帯電話端末又は携帯電話基地局の製造販売業者をいい、その多くは、携帯無線通信に関する技術の研究開発を行っている。

(注2) 携帯無線通信のうち、一般に「W-CDMA」及び「CDMA2000」と称される規格に適合するもの及び無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第4号及び第4号の2に規定されるもの並びに外国法令等において規定され又は今後規定される類似のものをいう。

(注3) 国内端末等製造販売業者に加え、その親会社、関連会社等をいう。その中には、CDMA携帯無線通信に係る知的財産権を保有している者がある。

(注4) クアルコムに加え、その関連会社等をいう。

(注5) クアルコムから、携帯電話端末に用いられる半導体集積回路等及び携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路等を購入する事業者をいう。

(注6) クアルコムから、携帯無線通信技術に係る知的財産権の実施権等の許諾を受けている事業者であって、この(3)と同様の規定を含む契約をクアルコムと締結している者をいう。

3 排除措置命令の概要

(1) クアルコムは、国内端末等製造販売業者との間で締結した本件ライセンス契約における、前記2(1)から(3)までの全部又は一部を内容とする規定を破棄しなければならない。

(2) クアルコムは、次の事項を、業務執行の決定機関において決議しなければならない。

ア 本件ライセンス契約における前記2(1)から(3)までの全部又は一部を内容とする規定を破棄する旨

イ 今後、特定携帯無線通信^(注7)に係る知的財産権について、前記2と同様の行為を行わず、また、子会社をして行わせない旨

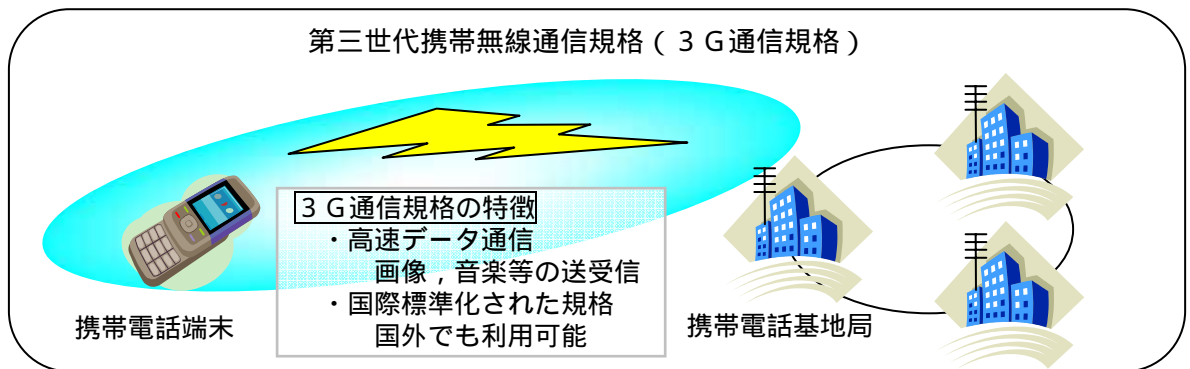
(3) クアルコムは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を、本件ライセンス契約を締結した国内端末等製造販売業者に通知しなければならない。

(4) クアルコムは、今後、特定携帯無線通信に係る知的財産権について、前記2と同様の行為を行ってはならず、また、子会社をして行わせてはならない。

(注7) 携帯無線通信のうち、CDMA携帯無線通信、無線設備規則第3条第4号の3から第4号の6までに規定されるもの及び外国法令等において規定され又は今後規定される類似のもの並びに国際電気通信連合において策定される「IMT-Advanced」と称する国際規格に基づいて各国の法令等に今後規定されるものをいう。

1 我が国における携帯電話サービスの概要等

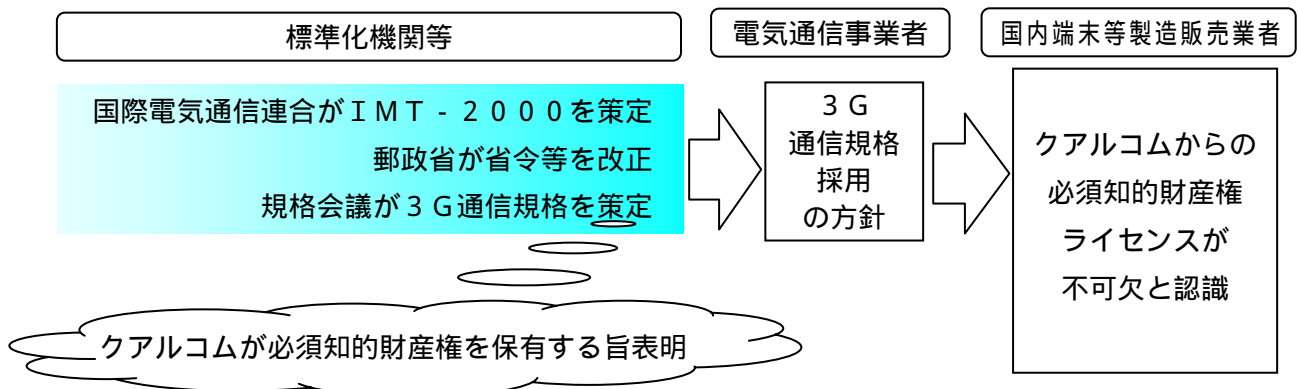
- (1) 我が国における携帯電話サービスにおいては、携帯電話端末や携帯電話基地局に関する無線通信規格として、社団法人電波産業会に設置された規格会議（以下「規格会議」という。）において策定された第三代携帯無線通信規格（以下「3G通信規格」といい、一般にW-CDMA, CDMA2000と呼ばれている。）が採用されている。
- (2) 国内端末等製造販売業者は、3G通信規格に適合する携帯電話端末・携帯電話基地局を製造し、電気通信事業者等向けに販売しているほか、その多くは携帯無線通信に関する技術の研究開発も行っている。

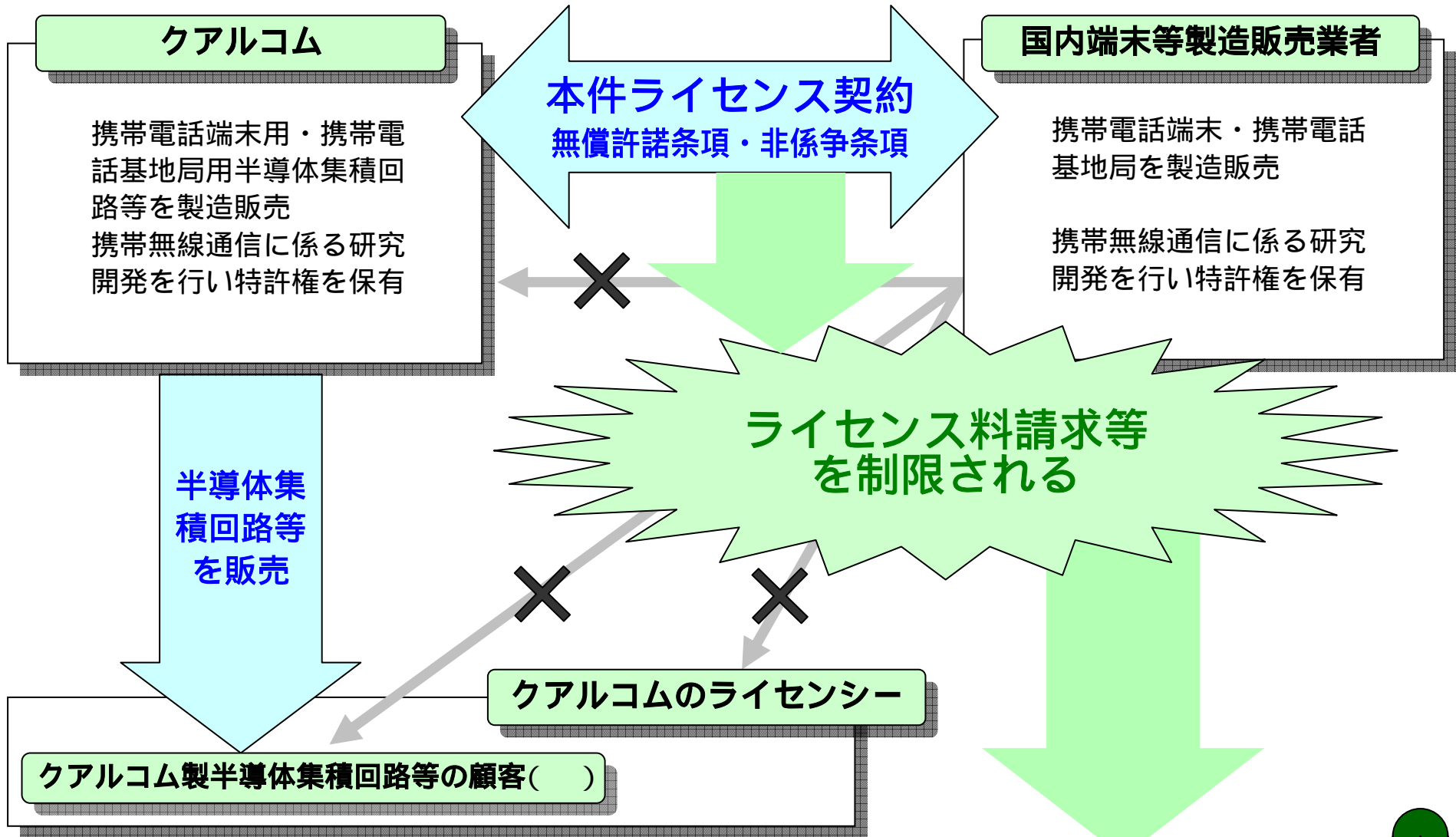


2 3G通信規格の策定等

- (1) 国際連合の専門機関である国際電気通信連合は、平成12年5月、「IMT-2000」と称する国際規格を策定した。
- (2) 我が国においては、郵政省（当時）が、平成12年3月、策定直前であったIMT-2000を基礎として携帯無線通信に関連する省令等を改正した。さらに、規格会議は、同月、改正された省令等に基づき、我が国における携帯無線通信に関する標準規格として3G通信規格を策定した。
- (3) クアルコムは、前記(2)の3G通信規格の策定及びその後の同規格の改正に際して、3G通信規格に適合する機器の製造、販売等を行うために必須の知的財産権（以下「必須知的財産権」という。）を相当数保有している旨及び適切な条件の下に非排他的かつ無差別に当該必須知的財産権の実施権等を許諾する旨を表明した。

このこと等から、国内端末等製造販売業者は、クアルコムから必須知的財産権についてライセンスを受けることが不可欠であると認識するに至った。





() 携帯電話端末・携帯電話基地局の製造販売業者の中には、クアルコムとの間でライセンス契約を締結することに加えて、携帯電話端末用・携帯電話基地局用半導体集積回路等をクアルコムの関連会社を通じて購入している者がある。

**国内端末等製造販売業者等の研究開発意欲が損なわれ
クアルコムの有力な地位が強化されるおそれ**

(C D M A 携帯電話端末等に関する技術に係る市場)

4 最近の拘束条件付取引事件

件名 審決年月日	内容
平成16年（判）第13号 マイクロソフトコーポレーションに対する件 平成20年9月16日	パソコンメーカーにWindowsOSのライセンスをするに当たり、WindowsOSのライセンサーに、マイクロソフト社、他のライセンサー等に対して、WindowsOSによる特許侵害を理由に訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項を含む契約の締結を余儀なくさせていた。
平成15年（勸）第25号 トエンティース センチュリー フォックス ジャパン、インコーポレーテッドに対する件 平成15年11月25日	米国トエンティース センチュリー フォックス インターナショナル コーポレーションから配給を受けた映画作品を国内上映事業者に配給するに当たり、国内上映事業者が入場者から徴収する入場料を制限していた。
平成15年（勸）第21号 ジェイフォン㈱に対する件 平成15年9月4日	新たに携帯電話機に係る電気通信役務の契約を締結する一般消費者に対する自社の主力携帯電話機の関東甲信地区における販売に関して、取引先代理店及び取次店に対し、店頭又はチラシ広告において価格表示を行う場合には自社が定めた参考価格で表示させていた。

5 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（略）

不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号） （拘束条件付取引）

13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

平成 21 年 (措) 第 22 号

排 除 措 置 命 令 書

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンディエゴ市
モアハウス・ドライブ 5775 番地
クアルコム・インコーポレイテッド
同代表者 ポール・イー・ジェイコブス

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

1 クアルコム・インコーポレイテッドは、クアルコム等が保有し又は保有することとなる CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権について実施権等を許諾することを内容として、我が国の携帯電話端末又は携帯電話基地局の製造販売業者（以下「国内端末等製造販売業者」という。）との間で締結した契約（契約締結後に改定されたものを含む。以下「本件ライセンス契約」という。）における、次の(1)ア及びイ並びに(2)の全部又は一部を内容とする規定を破棄しなければならない。

(1)ア クアルコム等による CDMA チップ等の製造（製造委託先による製造を含む。以下同じ。）、販売等のために、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について、国内端末等製造販売業者がクアルコム・インコーポレイテッドに対してその実施権等を無償で許諾する旨

イ クアルコム等による CDMA チップ等の製造、販売等又はクアルコムの顧客による CDMA チップ等の使

用等について，国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコム等又はクアルコムの顧客に対して権利主張を行わないことを，国内端末等製造販売業者が約する旨

- (2) クアルコムのライセンサー（CDMA携帯電話端末等の製造，販売等について，当該クアルコムのライセンサーがその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて他のクアルコムのライセンサーに対して権利主張を行わない旨の規定又はこれに類する規定を含む契約をクアルコム・インコーポレイテッドと締結している者に限る。）によるCDMA携帯電話端末等の製造，販売等について，国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて当該クアルコムのライセンサーに対して権利主張を行わないことを，国内端末等製造販売業者が約する旨

2 クアルコム・インコーポレイテッドは，次の事項を，業務執行の決定機関において決議しなければならない。

- (1) 本件ライセンス契約における前項(1)ア及びイ並びに(2)の全部又は一部を内容とする規定を破棄する旨
- (2) 今後，クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社が保有し又は保有することとなる特定携帯無線通信に係る知的財産権について，クアルコム・インコーポレイテッドが国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を許諾し，又は子会社をしてその実施権等の許諾をさせるに当たって，次の行為を行わず，また，子会社をして行わせない旨

ア(ア) クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社による特定携帯電話端末等の製造，販売等のために，国内端末等製造販売業者並びにその親会社及び子会社が保有し又は保有することとなる知的財産権について，クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社に対してその実施権等を無償で許諾する

ことを，国内端末等製造販売業者に対して余儀なくさせる行為

- (イ) クアルコム・インコーポレイテッド若しくはその子会社による特定携帯電話端末等の製造，販売等，又はクアルコム・インコーポレイテッド若しくはその子会社の顧客による特定携帯電話端末等の使用等について，国内端末等製造販売業者並びにその親会社及び子会社がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコム・インコーポレイテッド若しくはその子会社又はクアルコム・インコーポレイテッド若しくはその子会社の顧客に対して権利主張を行わない旨を約することを，国内端末等製造販売業者に対して余儀なくさせる行為

イ クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社のライセンサーによる特定携帯電話端末等の製造，販売等について，国内端末等製造販売業者並びにその親会社及び子会社がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社のライセンサーに対して権利主張を行わない旨を約することを，国内端末等製造販売業者に対して余儀なくさせる行為

- 3 クアルコム・インコーポレイテッドは，前2項に基づいて採った措置を，本件ライセンス契約を締結した国内端末等製造販売業者に通知しなければならない。この通知の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- 4 クアルコム・インコーポレイテッドは，今後，クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社が保有し又は保有することとなる特定携帯無線通信に係る知的財産権について，国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を許諾し，又は子会社をしてその実施権等の許諾をさせるに当たって，第2項(2)ア及びイの行為を行ってはならず，また，

子会社をして行わせてはならない。

- 5 クアルコム・インコーポレイテッドは、第1項から第3項までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 (1) クアルコム・インコーポレイテッド(以下「クアルコム」という。)は、肩書地に本店を置き、携帯無線通信に関する技術に係る研究開発、携帯無線通信に係る知的財産権についての実施権等の許諾並びに携帯電話端末及び携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路の製造、販売等に係る事業を営む者である。
- (2) 携帯無線通信に関する技術については、国内端末等製造販売業者の多くも、研究開発を行ってきている。
- (3)ア 国際電気通信連合は、携帯無線通信に係る国際的な標準規格の策定等を行っており、平成12年5月、携帯無線通信に係る「IMT-2000」と称する国際規格を策定した。
- イ 郵政省は、平成12年3月1日、策定直前であった前記アの「IMT-2000」と称する国際規格を基礎として、無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)(以下これらの規則及び省令を総称して「省令等」という。)の各一部を改正した。
- ウ 社団法人電波産業会に設置された規格会議(以下「規格会議」という。)は、携帯無線通信に係る我が国における標準規格の策定等を行っているところ、平成12年3月2日、携帯無線通信に係る我が国における標準規格として、前記イのとおり改正された省令等に基づき、一般にW-CDMA及びCDMA2000と称される第三代携帯無線通信規格を策定した。
- (4)ア 規格会議は、第三代携帯無線通信規格の策定及びその後の同規格の改正に当たって、第三代携帯無線通信規格に適合する機器の製造、販売等を行うために必須の知的財産権を保有する者をして、当該必須の知的財産

権を保有する旨及び第三世代携帯無線通信規格を使用する者に対する当該必須の知的財産権に係る実施権等の許諾についての取扱いを記載した書面（以下「確認書」という。）を提出させることとしており、かつ、確認書において、当該必須の知的財産権について、一切の権利主張をせず無条件でその実施権等を許諾するか、又は適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権等を許諾するかのいずれかの取扱いを行う旨の確認がされている場合には、第三世代携帯無線通信規格の注記において、当該確認書に記載された知的財産権及びその保有者を明らかにすることとしている。

イ クアルコムは、前記(3)ウの第三世代携帯無線通信規格の策定及びその後の同規格の改正に際して、自社又は自社が全額を出資する会社であって東京都港区に本店を置くクアルコムジャパン株式会社の名義により、規格会議に対して確認書を提出し、当該確認書にクアルコムが保有するものとして記載した、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造、販売等を行うために必須の知的財産権について、適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権等を許諾する旨を明らかにしてきた。

ウ 国内端末等製造販売業者等の中にも、前記(3)ウの第三世代携帯無線通信規格の策定及びその後の同規格の改正に際して、規格会議に対して確認書を提出してきた者があり、当該国内端末等製造販売業者等は、当該確認書に自社が保有するものとして記載した、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造、販売等を行うために必須の知的財産権について、適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権等を許諾する旨を明らかにしてきた。

(5) 前記(3)イのとおり郵政省が省令等を改正し、前記(3)ウのとおり規格会議が第三世代携帯無線通信規格を策定し、我が国の電気通信事業者が第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯無線通信に係る電気通信業務を開始することが見込まれていたこと等から、国内端末等製造販売業者にとって、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造、販売等を行うために必須の知的財産権について実施権等の許諾を受けることが、遅くとも平成12年3月までにその事業上重要となったところ、クアルコムは、前記(4)イの確認書の提出等によって、当該必須の知的財産権を相当数保有している旨宣言している。このため、国内端末等製造販売業者は、クアルコムから当該確認書に記載された知的財産権について実施権等の許諾を受けることが不可欠で

あると認識するに至った。

- (6) 国際電気通信連合は、平成19年10月、携帯無線通信に係る「IMT - Advanced」と称する新たな国際規格の策定へ向けた活動を行うことを決議した。
- 2 (1) クアルコムは、前記1(4)イの確認書に記載された知的財産権を含む、クアルコム等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、前記1(4)イの確認書に記載された知的財産権について前記1(4)イのとおり適切な条件の下に非排他的かつ無差別にその実施権等を許諾する旨を明らかにしていたにもかかわらず、CDMA携帯無線通信に係る知的財産権の保有状況等を異にする国内端末等製造販売業者それぞれに対して、クアルコムに対して支払うべき許諾料の算定方法及び算定料率をおおむね同一として、次のア(ア)又は(イ)を内容とする規定を含み、おおむね次のイを内容とする規定をも含む契約案を提示して、その受入れを求めた。
- ア(ア) クアルコム等によるCDMAチップ等の製造、販売等のために、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について、国内端末等製造販売業者がクアルコムに対してその実施権等を無償で許諾する旨
- (イ) クアルコム等によるCDMAチップ等の製造、販売等又はクアルコムの顧客によるCDMAチップ等の使用等について、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコム等又はクアルコムの顧客に対して権利主張を行わないことを、国内端末等製造販売業者が約する旨
- イ クアルコムのライセンサー（CDMA携帯電話端末等の製造、販売等について、当該クアルコムのライセンサーがその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて他のクアルコムのライセンサーに対して権利主張を行わない旨の規定又はこれに類する規定を含む契約をクアルコムと締結している者に限る。）によるCDMA携帯電話端末等の製造、販売等について、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて当該クアルコムのライセンサーに対して権利主張を行わないことを、国内端末等製造販売業者が約する旨

(2) 前記(1)の契約案の提示を受けた国内端末等製造販売業者は

ア 前記 1 (5)のとおり，第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造，販売等を行うために必須の知的財産権について実施権等の許諾を受けることがその事業上重要となったところ，クアルコムから前記 1 (4)イの確認書に記載された知的財産権について実施権等の許諾を受けることが不可欠であると認識していたこと

イ クアルコムから実施権等の許諾を受けることとなる知的財産権の内容について，クアルコムから開示を受けて検討する機会を与えられなかったため，当該知的財産権の価値を評価できなかったこと

ウ クアルコムが，国内端末等製造販売業者に対して，前記(1)の契約案について速やかに受け入れない場合には契約一時金を増額する旨を示唆したこと

エ クアルコムが，前記(1)の契約案について修正を求めた国内端末等製造販売業者に対して，第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話基地局の販売差止めを求める訴訟を提起することも辞さない旨を示唆したこと

オ 平成 12 年 8 月ころになって，クアルコムから，半導体集積回路の製造，販売等に係る事業の全部及び前記 1 (4)イの確認書に記載された知的財産権のうちの一部を分社化により別法人に譲渡等する計画を伝えられ，かつ，当該分社化が実施される場合には，クアルコムは半導体集積回路の製造，販売等に係る事業を行わないこととなる結果，クアルコムは，国内端末等製造販売業者が保有し又は保有することとなる知的財産権等について，国内端末等製造販売業者から半導体集積回路の製造，販売等のためにその実施権等の許諾を受けることが不要となる一方，国内端末等製造販売業者は，クアルコムが保有し又は保有することとなる知的財産権等のうち当該別法人に譲渡等されるものについて，当該別法人から半導体集積回路等の製造，販売等のためにその実施権等の許諾を受けることが必要となるところ，当該別法人による当該許諾に係る許諾料等の条件は不明である旨を示唆され，このため，国内端末等製造販売業者は，自らが保有し又は保有することとなる知的財産権等について，前記(1)の契約の締結に係る交渉においてその価値を評価するようクアルコムに求めることが困難となったこと

等から，第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯電話端末等の製造，販売等を開始するため，クアルコムとの間で，前記(1)ア(ア)又は(イ)を内容とする規

定を含み、おおむね前記(1)イを内容とする規定をも含む本件ライセンス契約を、おおむね平成12年3月以降平成13年3月までに、それぞれ締結することを余儀なくされている。

なお、クアルコムは、平成13年7月に至り、前記オの分社化を行わないこととする旨を公表した。

(3) 国内端末等製造販売業者が、前記(2)のとおり本件ライセンス契約をそれぞれ締結したことから

ア 前記(1)ア(ア)を内容とする規定により、国内端末等製造販売業者は、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権についてクアルコムに対してその実施権等を無償で許諾するものとされ、これにより、国内端末等製造販売業者等は、その保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいてクアルコムの顧客に対する差止訴訟の提起、許諾料の請求等の権利主張を行うことを制限され

イ 前記(1)ア(イ)を内容とする規定により、国内端末等製造販売業者等は、その保有し又は保有することとなる知的財産権について対価を得ることなく、当該知的財産権に基づいてクアルコム等及びクアルコムの顧客に対する差止訴訟の提起、許諾料の請求等の権利主張を行うことを制限され

ウ 前記(1)イを内容とする規定により、国内端末等製造販売業者等は、その保有し又は保有することとなる知的財産権について対価を得ることなく、当該知的財産権に基づいてクアルコムのライセンシーに対する差止訴訟の提起、許諾料の請求等の権利主張を行うことを制限されている。

これらのことから、国内端末等製造販売業者等のCDMA携帯電話端末等に関する技術の研究開発意欲が損なわれ、また、クアルコムの当該技術に係る市場における有力な地位が強化されることとなり、当該技術に係る市場における公正な競争が阻害されるおそれがある。

第2 法令の適用

前記事実によれば、クアルコムは、クアルコム等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わな

い旨を約することを余儀なくさせているものであり，これは，国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて，国内端末等製造販売業者と取引しているものであって，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第13項に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって，クアルコムに対し，独占禁止法第20条第1項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成21年9月28日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

別紙

番号	用語	定義
1	クアルコム等	クアルコム・インコーポレイテッド並びにクアルコム・インコーポレイテッドの関連会社及び半導体集積回路の製造，販売等に係る事業に関する承継者として本件ライセンス契約（主文第1項の本件ライセンス契約をいう。）においてそれぞれ定義される者
2	CDMA携帯無線通信	携帯無線通信（後記番号15の携帯無線通信をいう。）のうち，無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第3号に規定されるものであって後記番号16の第三世代携帯無線通信規格に適合するもの及び同条第4号及び第4号の2に規定されるもの並びに外国法令等において規定され又は今後規定される類似のもの
3	知的財産権	知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定される知的財産権及び外国法令上保護される類似の権利
4	携帯電話端末	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第12号に規定される陸上移動局として使用され又は使用されることとなる機器及び当該機器と同等の機能を有し，国外において使用され又は使用されることとなる機器
5	携帯電話基地局	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定される基地局として，又は基地局とともに使用され若しくは使用されることとなる機器及び当該機器と同等の機能を有し，国外において使用され又は使用されることとなる機器
6	CDMAチップ等	CDMA携帯電話端末（前記番号4の携帯電話端末であって前記番号2のCDMA携帯無線通信を行うものをいう。）用半導体集積回路その他のCDMA携帯電話端末用部品及びCDMA携帯電話基地局（前記番号5の携帯電話基地局であって前記番号2のCDMA携帯無線通信を行うものをいう。）用半導体集積回路その他のCDMA携帯電話基地局用部品

番号	用語	定義
7	国内端末等製造販売業者等	国内端末等製造販売業者（主文第1項の国内端末等製造販売業者をいう。）、その親会社及び国内端末等製造販売業者の関連会社として本件ライセンス契約（主文第1項の本件ライセンス契約をいう。）においてそれぞれ定義される者
8	クアルコムの顧客	クアルコム・インコーポレイテッドから携帯電話端末（前記番号4の携帯電話端末をいう。）用半導体集積回路その他の携帯電話端末用部品及び携帯電話基地局（前記番号5の携帯電話基地局をいう。）用半導体集積回路その他の携帯電話基地局用部品を購入する事業者
9	クアルコムのライセンサー	クアルコム・インコーポレイテッドとの間で携帯無線通信（後記番号15の携帯無線通信をいう。）に関する技術に係る知的財産権（前記番号3の知的財産権をいう。）について実施権等の許諾を受けるための契約を締結している事業者
10	C D M A 携帯電話端末等	C D M A 携帯電話端末（前記番号4の携帯電話端末であって前記番号2のC D M A 携帯無線通信を行うものをいう。）及びC D M A 携帯電話基地局（前記番号5の携帯電話基地局であって前記番号2のC D M A 携帯無線通信を行うものをいう。）並びにこれらに使用される半導体集積回路その他の部品
11	特定携帯無線通信	携帯無線通信（後記番号15の携帯無線通信をいう。）のうち、前記番号2のC D M A 携帯無線通信、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第4号の3から第4号の6までに規定されるもの及び外国法令等において規定され又は今後規定される類似のもの並びに国際電気通信連合において「I M T - A d v a n c e d」と称することとされた国際規格に基づいて各国の法令等に今後規定されるもの
12	特定携帯電話端末等	特定携帯電話端末（前記番号4の携帯電話端末であって前記番号11の特定携帯無線通信を行うものをいう。）及び特定携帯電話基地局（前記番号5の携帯電話基地局であって前記番号11の特定携帯無線通信を行うものをいう。）並びにこれらに使用される半導体集積回路その他の部品

番号	用語	定義
13	クアルコム・インコーポレイテッド若しくはその子会社の顧客	クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社から携帯電話端末（前記番号4の携帯電話端末をいう。）用半導体集積回路その他の携帯電話端末用部品及び携帯電話基地局（前記番号5の携帯電話基地局をいう。）用半導体集積回路その他の携帯電話基地局用部品を購入する事業者
14	クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社のライセンシー	クアルコム・インコーポレイテッド又はその子会社との間で携帯無線通信（後記番号15の携帯無線通信をいう。）に関する技術に係る知的財産権（前記番号3の知的財産権をいう。）について実施権等の許諾を受けるための契約を締結している事業者
15	携帯無線通信	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定される無線通信及び外国法令等において規定され又は今後規定される類似の無線通信
16	第三世代携帯無線通信規格	社団法人電波産業会に設置された規格会議において策定された「IMT-2000 DS-CDMA System」及び「IMT-2000 MC-CDMA System」と称する各規格（その後改正されたものを含む。）
17	携帯電話端末等	携帯電話端末（前記番号4の携帯電話端末をいう。）及び携帯電話基地局（前記番号5の携帯電話基地局をいう。）並びにこれらに使用される半導体集積回路その他の部品
18	電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定される電気通信事業者
19	電気通信業務	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号に規定される業務